

「いじめ総点検」学校訪問での指導内容について（概要報告）

1 日 時 令和6年10月31日（木）9:30～11:30（於：高田特別支援学校）

2 指導内容

○生徒指導提要在令和4年12月に改訂された。改定に沿う形で令和6年度の「いじめ防止基本方針」を作成できている。

○学校の組織力の強化

・組織だった対応をする。校長、いじめ対策推進員への報告から、速やかな一時判断をしていく。

・聞き取り後、全職員で共有しているのは良い。共有方法も更に検討して欲しい。

・いじめとして積極的に認知をしている。継続してほしい。認知せずについて、後になってから認知となる方が対応に問題があることとなる。

・保護者への連絡も速やかに、丁寧に行う。特に加害となった保護者への連絡は丁寧に対応する。

・スクールカウンセラーとの情報共有を積極的にしていく。

・リアクティブ（後手の対応）よりプロアクティブ（先手の予防）に力を入れていく。

○教員の意識改革と指導力・対応力の向上

・ゲートキーパー研修を実施していく。

・情報モラル研修も実施していくこと。生徒の方が、スマートフォンやタブレット、ゲーム機器での通信を使いこなしている。職員も今生徒が使っているアプリについて知識を得る機会を設定していくこと

○相談しやすい体制

・年3回のアンケートを実施している。アンケートによって生徒が気持ちを伝える機会をもてるとともに、職員が変化に気づける場合もある。

・アンケートの最後に「相談は誰にでもして良い」と記載しておくなどして、生徒が職員や保護者など誰にでも相談出来る体制作りをして欲しい。

・アンケートの方法については、目的によってICTを活用したり、紙面にしたりして欲しい。

・いじめの疑いがあることに気づいた場合に、抱え込まずにすぐに管理職やいじめ対策推進委員に伝えられるような環境作りを更に推進していきましょう。

○保護者との連携

・いじめ防止基本方針をPTA総会で伝えたり、印刷したものを配付したり一斉メールで送信したりするとよい。

○未然防止

・認知件数が増えることは悪くない。今後も未然防止教育を推進していく。